

防潮堤の高さについて

【岩手県における海岸保全施設の整備目標の考え方】

- (1) 「中央防災会議」(事務局:内閣府)「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間とりまとめに伴う提言

切迫性が低くても東北地方太平洋沖地震や最大クラスの津波を想定し、様々な施策を講じるよう検討していく必要がある。しかし、このような津波高に対して、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などを考慮すると現実的ではない。このため、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設の整備などのハード・ソフトのとりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が急務である。

海岸保全施設等は、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、比較的頻度の高い一定程度の津波高に対して、引き続き整備を進めていくことを基本とすべきである。

- (2) 第2回「海岸における津波対策検討委員会」(事務局:農水省、水産庁、国交省)の提言

「対策が困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」という考えのもと、「基本的に二つのレベルの津波を想定」

- ・「頻度の高い津波」: 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、**構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波。**
- ・「最大クラスの津波」: 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波であり、**住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波。**



- (3) 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案)

海岸保全施設の整備は過去に発生した最大の津波高さを目標とするのが望ましい。しかし、地形条件や社会・環境に与える影響、費用等の観点から、海岸保全施設のみによる対策は必ずしも現実的でない場合がある。この場合、**過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年で起こり得る津波高さを海岸保全施設の整備目標とする。**

津波に対してはどのような場合でも避難することを基本とした上で、**概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、防潮堤等のハード整備により生命と財産を確実に守るとともに、過去に発生した最大津波に対しては、ハード整備とソフト対策を組み合わせた多重防災型の考え方で生命を確実に守る。**

津波レベル1: 十数年から百数十年に1度の津波で海岸保全施設の設計で用いる津波。
釜石市の場合は、明治三陸津波が津波レベル1となる。

津波レベル2: レベル1をはるかに上回り、構造物対策の適用限界を超過する津波。釜石市の場合は東日本大震災津波が津波レベル2となる。

津波のレベルの名称については、6月13日の土木学会 東日本大震災特別委員会「第2回津波特定テーマ委員会」にて、正式に下記のとおりとなった。

- ・津波レベル1 「津波防護レベル」 津波レベル2 「津波減災レベル」



○整備目標の設定

タイプA 施設高 H2(津波レベル 2 対応)が実現可能と判断され、地域との合意が図られる場合、海岸保全施設の整備目標は施設高 H2(津波レベル 2 対応)とする。

タイプB 施設高 H2 が現実的でないと判断される場合

B - 1 施設高 H1(津波レベル 1 対応)が実現可能と判断されるが、海岸保全施設の効果が小さく、背後の土地利用に大きな制約が生じる場合、土地利用等との調整を図りながら、現実的と判断される範囲で海岸保全施設の整備目標は施設高 1.5 とする。

B - 2 施設高 H1(津波レベル 1 対応)が実現可能と判断され、地域との合意が図られ、既往最大津波に対しても一定の効果が見られ一体的なまちづくりが可能となる場合、海岸保全施設の整備目標は施設高 H1 とする。

B - 3 施設高 H1(津波レベル 1 対応)が現実的でないと判断される場合、海岸保全施設の整備目標は施設高 H0.5 をとする。

タイプC 上記の検討の結果、現施設計画高 H0 以上の整備目標を設定することが困難と判断され、地域との合意が図られる場合、海岸保全施設の整備目標は現施設計画高 H0 とする。

